⑱　本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ＩＣＴの全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来型管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事である。

⑲　本工事は、工事期間中の直近３カ年の真夏日の日数に応じて、新型コロナウイルス対策を伴う熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う試行工事である。

⑳　本工事は、建設キャリアアップシステム活用モデル工事の施工対象工事である。試行内容の詳細は、特記仕様書によることとする。

㉑　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、落札決定後、速やかに発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。

㉒　本工事は、落札決定後に「予定価格（税抜き）、予定価格（税抜き）の積算内訳、調査基準価格、落札理由（総合評価方式）」契約締結後に「工事設計書」を公表する工事である。「工事設計書」については、契約後に適宜、東北地方整備局港湾空港部ホームページにより公表する。

㉓　本工事は、繰越の承認申請中であり、繰越の承認がおりることを、契約の条件とする。

２　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）又は単体有資格業者であること。

なお、特定ＪＶとして競争に参加する場合は、別に公示する特定ＪＶの資格決定を受けること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下、「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　東北地方整備局（港湾空港関係）における令和３・４年度「港湾土木工事」に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。

⑶　東北地方整備局（港湾空港関係）における令和３・４年度「港湾土木工事」に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が特定ＪＶの代表者又は単体有資格業者にあっては、1,150点以上の者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該「港湾土木工事」における客観点数が特定ＪＶの代表者又は単体有資格業者にあっては、1,150点以上の者であること）。

なお、特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、上記の点数を850点以上とする。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成18年４月１日以降に元請けとして、完成・引き渡しが完了した次に掲げる同種工事の施工実績を有すること。

ただし、経常建設共同企業体においては、代表者を含む構成員のいずれか１社が同種工事の施工実績を有していればよい。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。

１）特定ＪＶの代表者又は単体有資格業者

・同種工事は、岸壁（護岸を含む）工事において、作業船を使用して11,000㎥以上の裏込材を施工した工事及び上部コンクリートを施工した工事（別件可）。

２）特定ＪＶの代表者以外の構成員

・同種工事は、岸壁（護岸を含む）工事において、作業船を使用して裏込材を施工した工事。

なお、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、請負工事成績評定要領の制定について（平成21年３月31日付け国港技第105号の２）第５条第２項に規定する工事成績評定表の評定点合計（以下、「工事成績評定点」という。）が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、本工事において申請できる主任技術者又は監理技術者は１名とする。

１）１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

２）特定ＪＶの代表者又は単体有資格業者にあっては、平成18年４月１日以降に元請けとして、完成・引き渡しが完了した次に掲げる同種工事の施工経験を有する者であること。なお、競争参加者が甲型特定建設工事共同企業体である場合は、代表者以外の構成員について、主任又は監理技術者の工事の施工経験は求めない。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）

・同種工事は、岸壁（護岸を含む）工事において、作業船を使用して裏込材を施工した工事。

特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、規定しない。

３）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑺　配置予定の主任又は監理技術者の他に技術指導者（現場代理人又は担当技術者として配置）を配置する場合は、緊急時に的確かつ迅速に対応し、不測の事態に対しても臨機に対応できるものとして、次に掲げる１）から３）全ての条件を満足する者であること。

また、本工事において申請できる技術指導者は１名とする。

１）上記⑹に掲げる主任又は監理技術者に求める要件をすべて満たすこと。

２）他の工事に主任又は監理技術者として従事していないものであること。

３）定期的に配置予定技術者の指導を現場にて行うこと。（１回／週程度）

なお、技術指導者を配置する場合の若手主任又は監理技術者に求める競争参加資格要件は、上記⑹２）に掲げる同種工事の施工経験は求めない。

⑻　競争参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下、「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、東北地方整備局から、地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　東北地方整備局（港湾空港関係）が発注した工事の受注実績がある場合は、工事成績評定点が以下に示すものであること。

１）港湾土木工事のうち、平成31年度～令和２年度に完成・引き渡しが完了した工事がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定点の平均点が65点以上であること。

２）令和２年度以降に完成・引き渡しが完了した低入札価格調査制度対象工事があった場合においては、当該工事の工事成績評定点が70点未満でないこと。

⑽　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

⑾　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑿　施工計画が適正であること。（入札説明書参照）

⒀　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価に関する事項

⑴　本工事の総合評価は、次の施工計画に関する資料を受け付け、１）から２）と価格を総合的に評価して落札者を決定する。

１）施工計画（施工上配慮すべき事項）

ア）裏込材の施工時における既設鋼管矢板及び鋼管杭への損傷防止のために配慮すべき具体的事項

２）施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）